

2023年8月30日

内閣総理大臣 岸田 文雄 様  
厚生労働大臣 加藤 勝信 様

長野県保険医協会  
会長 宮沢 裕夫

新型コロナウイルス感染症に対する検査・治療の公費負担  
及び医療体制の確保等を求める要望書

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の定点当たり報告数は、5月8日～14日（第19週）の2.63から7月24日～7月30日（第30週）には15.91に大幅に増加しています。長野県でも、8月14日～20日（第33週）には19.67とお盆明けから感染者数が急増しています。

5月8日の5類移行後、政府はそれまで実施されていた検査や入院・外来での公費負担を原則として廃止し、公費負担は新型コロナ治療薬に限定したほか、診療報酬上の臨時的取扱いを縮小し、病床確保料を減額するなどの見直しを行いました。新型コロナ関連検査の公費負担をやめたことで、窓口負担を気にして、検査を断るケースや受診控え等も発生しています。

また、現在は公費負担としている高額な新型コロナ治療薬の公費負担等については、9月末までの措置とされており、その後の対応を検討するとされています。診療報酬上の臨時的取扱いについては、感染者数が増加傾向にある中、電話等を用いた診療の特例がすでに7月末で廃止され、施設基準の特例等については9月末での一部廃止が予定されています。

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は早期に発見し、更なる感染拡大を防ぐこと、新型コロナウイルス感染症及び後遺症に関する治療がしっかりと受けられる体制をつくることが重要です。以上のことから以下を要望致します。

記

- 一、新型コロナウイルス感染症の検査・治療に対する公費負担医療制度を復活すること。少なくとも9月までとされている治療薬の公費負担及び高額療養費制度の自己負担限度額減額措置は10月以降も継続すること。
- 一、新型コロナウイルス感染症に関する診療報酬上の特例を今後も継続すること。また、7月末で廃止された診療報酬上の特例を復活させること。
- 一、4月6日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準に関する臨時的な取扱いについて」内で明記されている施設基準に関する特例（9月末で終了するもの）を10月以降も継続すること。
- 一、新型コロナウイルス後遺症に対する調査・研究、治療方法の確立を図ること。
- 一、新型コロナウイルス感染症の入院にかかる病床確保など、感染拡大状況に対応した医療提供体制をとるとともに、入院調整を医療機関任せにしないこと。

以上